

# 施設等利用給付の認定に伴う手続きのご案内



糸島市における無償化の認定に必要な手続きと内容についてご案内します。

## 1. 無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」をあらかじめ受けておくことが必要です

▶ 「施設等利用給付認定」は3つの認定区分に分かれます。 ※複数の認定を受けることはできません

認定区分	無償化の対象となる利用料		認定を受けるための要件
	幼稚園の教育時間部分	預かり保育	
新1号認定	○	×	・ 認定開始日時点で満3歳以上であること
新2号認定	○	○	・ 4月1日時点で満3歳以上であること（年長・年中・年少クラス） ・ 保護者が保育を必要とする理由があること
新3号認定	○	○	・ 4月1日時点で満3歳未満であること（満3歳児クラス） ・ 保護者が保育を必要とする理由があること ・ 市町村民税非課税世帯に該当すること ※4月から8月までは前年度、9月から3月まではその年度の市町村民税の課税状況により判断します

例) 預かり保育を利用する場合は、**新2号認定**を受けておくことで全ての利用料が無償化の対象となります。しかし、**新1号認定**を受けていた場合は幼稚園の教育時間部分の利用料のみが無償化の対象となり、預かり保育の利用料は自費で支払うこととなります。

## 2. 無償化の内容は以下のとおりです

対象事業	無償化の内容			糸島市における利用料の給付方法
	新1号	新2号	新3号	
幼稚園教育時間の利用料	月額 25,700 円までの範囲で無償化 ※入園料の支払いがある場合は、その年度のみ入園料の月割額を含んだうえで上限 25,700 円			【法定代理受領】 対象となる利用料を糸島市から施設に支払い、施設はその分を保護者から受け取る利用料から減額します。 ※糸島市から保護者への直接給付は行いません。
預かり保育の利用料	月額 11,300 円 もしくは 利用日数×日額 450 円 までの範囲で無償化	月額 16,300 円 もしくは 利用日数×日額 450 円 までの範囲で無償化		【償還払い】（3か月ごと） まずは保護者が施設に対して利用料を支払い、後日糸島市から保護者に対して無償化の対象となる利用料を直接給付します。 ※給付手続きについては、認定がおりた際に別途お知らせします。

※無償化の対象となるのはそれぞれの「利用料」のみであり、その他の費用（バス代、教材費、給食費など）は対象とはなりません。

## 3. 認定を受けるためには書類の提出が必要です

▶ 別紙「施設等利用給付認定申請書類確認表」に記載された書類を準備し、認定開始を希望する日より前に利用施設もしくは糸島市子ども課まで提出してください。

▶ 認定の申請にあたっては、マイナンバーの届出が必要です。別紙「マイナンバー（個人番号届出書）」に必要事項を記入し、確認書類の写しとあわせて提出用封筒（黄色）に入れ、必ず封をした状態で提出してください。なお、マイナンバーは糸島市子ども課の事務処理において使用されるものであり、提出の際に封筒が施設で開封されることはありません。

▶ 提出された書類の内容で審査を行い、保護者あてに郵送で認定結果を通知します



## 4. 新2号認定・新3号認定を受けるためには「保護者が保育を必要とする理由」が必要です

▶ 保護者が保育を必要とする理由として認められるものは以下のとおりです。

保育を必要とする理由	説明	必要書類
就労	1か月あたり <b>60時間以上</b> の労働を常態としていること。 フルタイム就労のほか、パートタイム、夜間労働、農業や漁業等の自営業、家事以外の居宅内就労を含む。	・就労証明書 ※3か月以内に証明されたものに限る ・事業内容が確認できる資料 (確定申告書の写しなど)
妊娠・出産	<b>妊娠が判明し、母子手帳の交付を受けた保護者が希望する日から、出産(予定)日の2か月後の末日まで</b> であること。	・母子手帳の写し
疾病・負傷	病気やけがなどにより、自身で保育を行うことができないと診断されていること。	・診断書 ※3か月以内に証明されたものに限る
障がい	身体もしくは精神に障がいがあること。	・障害者手帳などの写し
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害の復旧に当たっていること。	・罹災証明書など ※3か月以内に証明されたものに限る
介護・看護	同居している親族の介護または看護を常時行っていること。	・介護・看護に関する申立書
求職活動中	求職活動を継続的に行っていること。 ※認定期間は <b>認定開始から3か月間</b> となります。	・求職活動に関する誓約書
就学	大学や専門学校、職業訓練校などに就学中であること。	・就学証明書 ※3か月以内に証明されたものに限る
育児休業	妊娠・出産を要件としてすでに無償化の認定を受けており、出産後に育児休業を取得する場合にも引き続き保育を必要とすること。 ※すでに無償化の認定を受けていることが前提となるため、 <b>育児休業を理由として新たな認定の申請をすることはできません。</b>	・就労証明書 ※3か月以内に証明されたものに限る ・育児休業に係る保育所等の継続利用申立書

▶ **保護者(原則として父母)それぞれが上記のどの要件に該当するかを確認し、要件に応じた必要書類を提出してください。**  
必要書類の詳細については、別紙「施設等利用給付認定申請書」の裏面に記載しています。

## 5. 副食費(おかず代)の補助があります

▶ 以下のいずれかの条件に該当する方は、糸島市から副食費(おかず代)を補助します。補助の際には、施設に支払った年度中の副食費の領収書が必要です。申請手続きについては各施設を通じてご案内します。



- 市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満の世帯である場合  
※未申告や所得課税証明書が未提出で課税額が不明の場合は、補助対象にならない場合があります。
- 認定対象となる子どもが、小学3年生以下のきょうだいの中で年齢が高い方から数えて3人目以降に該当する場合

## 6. 認定開始後に必要となる手続きについて

▶ 書類内容や家庭状況について変更があった場合は、「**施設等利用給付認定変更申請書 兼 届出事項変更届出書(変更届)**」を糸島市子ども課へ提出し、その変更を市へ届け出る必要があります。変更の内容によっては、内容を証明する書類の添付が必要です。

例) 転居により住所が変わった、結婚または離婚して氏名や保護者が変わった、祖父母と同居または別居になった、新たに就職が決まった・転職した・勤務条件が変わった ⇒ (あわせて【就労証明書】の添付が必要)  
退職して新たに求職活動を始める ⇒ (あわせて【求職活動に関する誓約書】の添付が必要) など

▶ 無償化の対象となるための要件が継続していることを確認するため、認定開始の翌年度から毎年1度、「現況届」の提出が必要となります。必要な様式及び提出書類は、糸島市よりお知らせします。

【お問い合わせ：糸島市役所 子ども課 保育園・幼稚園係 (TEL 092-332-2074)】